

県内12市初

住宅地に流入した土砂等の撤去費用の 一部を補助します

問い合わせ
総務部危機管理課危機管理係
TEL027-382-1111(内線1135)

趣旨

自然災害により住宅敷地等へ土砂等が流入し、生活に支障をきたす場合に、被災者の負担軽減と早期の生活再建を目的として、自力で応急措置をとることが困難な方に対して土砂等の撤去に要した費用の一部を補助します。

補助対象者

自然災害により土砂等が流入した住宅敷地等を所有する又は管理する本市の住民基本台帳に記録されている住民。

補助対象経費

補助対象者が事業者に支払う費用のうち、住宅敷地等から土砂等を撤去し、適正に処分するための費用（土砂等の処分費並びに車両及び重機等の賃貸料を含む）

補助金額

	補助率	補助額	適用
土砂撤去等	1/2	上限 200,000円	令和6年9月1日 以後に発生した被害

◆申請は1度の災害で1回に限ります。

◆日常生活に支障の状態の場合には1万円の見舞金の交付があります（現行制度）

今後も、自助、共助、公助を適切に組み合わせ、効果的な防災施策の推進に引き続き取り組みます。